明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五二）　二
○防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（五三）　三
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五四）　四
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（五五）　四
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（五六）　五
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（五七）　五

〔省　令〕

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令（総務一六）　一四
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一四、一五）　一四
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通二一）　一四
○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（同二二）　一六

〔告　示〕

○平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件（総務六五）　一九
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働八二）　一九
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（同八三）　二〇
○肥料を登録した件（農林水産五三八）　二〇
○申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する件（国土交通一七六）　二〇
○住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針の一部を改正する件（同一七七）　二〇
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第六項及び第十八条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件（同一七八）　二三
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件（同一七九）　二三
○既存住宅状況調査方法基準の一部を改正する件（同一八〇）　二三
○都市計画に関する件（関東地方整備局八八～九四）　二三
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局二五）　二四
○道路に関する件（同二六～二八）　二四
○道路に関する件（中国地方整備局三六）　二五
○都市計画に関する件（同三七～三九）　二五
○道路に関する件（四国地方整備局二〇、二一）　二六
○道路に関する件（九州地方整備局三〇、三一）　二六

〔官庁報告〕

官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　二六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　二七
国家試験
第十九回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　二七
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　二八
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　二九
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三〇
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　三三
令和六年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三三
令和六年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　三四
令和六年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五二号）（防衛省）

防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第一三号）の施行期日は、令和六年三月二一日とすることとした。

◇防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　陸上幕僚監部監理部総務課の所掌事務を改めることとした。（第七九条関係）

2　陸上幕僚監部防衛部防衛協力課を廃止し、同部防衛課の所掌事務を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第八九条から第九一条まで関係）

3　陸上幕僚監部装備計画部に新たに開発課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第九二条から第九七条まで関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の方面隊、師団及び旅団の編成を改めることとした。（第七条、第一〇条及び第一二条の二関係）

2　陸上自衛隊の陸上自衛隊通信学校の名称及び所掌事務を改めることとした。（第三三条の二関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年三月二一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五四号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第五五号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（内閣官房）

1　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二四年法律第三一号。以下「法」という。）第六九条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げる新型インフルエンザ等対策に係る費用ごとの都道府県又は市町村の負担額は、それぞれ各年度における次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とすることとした。

㈠　都道府県が支弁し、又は補助する費用（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第一一四号。以下「感染症法」という。）第六四条第一項の規定により読み替えて適用する感染症法第五八条（第一二号及び第一七号を除く。）又は第六〇条第三項（感染症法第三六条の六第一項に規定する検査等措置協定に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。）については、当該費用から、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した金額

㈡　市町村が支弁する費用の一部を都道府県が負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

㈢　市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額（第二三条の二関係）

2　法第六九条の二第二項に規定する特別交付金交付額の交付について、所要の規定を設けることとした。（第二三条の三及び第二三条の四関係）

3　法第七〇条の二第一項の政令で定める地方公共団体を、次のとおり定めることとした。

㈠　都道府県、保健所を設置する市及び特別区

㈡　新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村（㈠に掲げるものを除く。）（第二三条の五第一項関係）

4　法第七〇条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法を定めることとした。（第二三条の五第三項及び第四項関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七三号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものとして、地方公共団体の職員に支給する在宅勤務等手当を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十二号

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年三月二十一日とする。

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十三号

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　民間事業者の能力の活用の計画に関すること（装備計画部及び衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第八十九条中「三課」を「二課」に改め、「防衛協力課」を削る。

第九十条中「第五号まで」の下に「及び第七号から第九号まで」を加え、同条第一号中「及び防衛協力課」を削り、同条第七号から第九号までを次のように改める。

七　防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関すること。

八　防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。

九　第七号に掲げるもののほか、軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

第九十条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第九十一条を削り、第九十二条を第九十一条とする。

第九十三条中「四課」を「五課」に、「航空機課」を「航空機課開発課」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十四条を第九十三条とし、第九十五条を第九十四条とし、第九十六条を第九十五条とし、第九十七条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開発課）

第九十七条　開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二　防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

四　陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「これに準ずる隊」を「特科連隊」に改める。

第十条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二の表陸上自衛隊通信学校の項中「陸上自衛隊通信学校」を「陸上自衛隊システム通信・サイバー学校」に、「通信科に」を「システム通信科及びサイバーに関する領域に関する職務を遂行する隊員に」に、「通信科部隊の運用等」を「システム通信科部隊の運用等及びサイバーに関する領域」に改める。

附　則

この政令は、令和六年三月二十一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十四号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「二百六番二まで」の下に「、東広島市八本松西三丁目二千百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十番十八まで」を加え、「広島市」を「同市」に改め、同表二百十八号の項中「高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一」を「日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一」に、「及び同町」を「、同町」に、「を経て同町大字三ケ所字小道一万五十七番一までを除く。）、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町」を「及び同郡日之影町」に改め、同表四百八十三号の項中「戸牧字畑ケ中千八百三十番二」を「新堂字門谷二百八十二番一」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十九条の二第二項から第四項まで並びに第七十条の二第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の四条を加える。

（費用ごとの地方公共団体の負担額）

第二十三条の二　法第六十九条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げる費用ごとの都道府県又は市町村の負担額は、それぞれ各年度における次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

一　都道府県が支弁し、又は補助する費用（感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する感染症法第五十八条（第十二号及び第十七号を除く。）又は第六十条第三項（感染症法第三十六条の六第一項に規定する検査等措置協定に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。）については、当該費用から、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した金額

二　市町村が支弁する費用の一部を都道府県が負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

三　市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額

（特別交付金交付額の費用別の交付の方法）

第二十三条の三　国は、都道府県又は市町村に係る特別交付金交付額（法第六十九条の二第二項に規定する特別交付金交付額をいう。以下この条において同じ。）を次の算式により法第六十九条の二第一項各号に掲げる費用ごとに分割し、その分割した特別交付金交付額（次条において「費用別交付額」という。）の当該各費用の総額に対する割合を、これらの費用につき国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する割合に加算して交付金を交付するものとする。

$$\text{法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額} \times \frac{\text{当該都道府県又は当該市町村に係る特別交付金交付額}}{\text{法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額の合算額}}$$

（費用別交付額に係る国の交付金の交付）

第二十三条の四　費用別交付額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第六十九条の二第一項各号に掲げる費用に係る国の負担金若しくは補助金又は交付金の交付にあわせて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

（政令で定める地方公共団体等）

第二十三条の五　法第七十条の二第一項の政令で定める地方公共団体は、次のとおりとする。

一　都道府県、保健所を設置する市及び特別区

二　新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村（前号に掲げるものを除く。）

２　前項第二号に掲げる市町村は、総務大臣が告示する。

３　法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によって起こした地方債の利息の定率によるものとする。

４　法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降十年以内の半年賦（うち二年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十八条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

総務大臣　松本　剛明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第七十条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものは、新型インフルエンザ等対策（法第二条第二号に規定するものをいう。）であって、法第六十九条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項若しくは第六十二条第一項若しくは第三項の規定による負担金、補助金又は交付金の交付を受けて地方公共団体が行うものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十四号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

経済産業大臣　齋藤　健

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（換算の方法） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。 一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該電気の熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。） 二　［略］ （公示） **第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。	（換算の方法） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。 一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。 二　［略］ （公示） **第七十二条**　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八十四条第一項の登録をしたとき。	一～三　［略］
法第九十三条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
法第九十五条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］
法第百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］

法第二十一条第一項の登録をしたとき。	一～三　［略］
法第四十七条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
法第五十条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］
法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第９（第36条関係）

様式第九を次のように改める。

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
主たる事業									
細分類番号									
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度												
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量		
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
化石燃料		原油（コンデンセートを除く。）	kl													
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl													
		揮発油	kl													
		ナフサ	kl													
		ジェット燃料油	kl													
		灯油	kl													
		軽油	kl													
		Ａ重油	kl													
		Ｂ・Ｃ重油	kl													
		石油アスファルト	t													
		石油コークス	t													
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t													
		石油系炭化水素ガス	千m³													
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t													
		その他可燃性天然ガス	千m³													
	石炭	輸入原料炭	t													
		コークス用原料炭	t													
		吹込用原料炭	t													
		輸入一般炭	t													
		国産一般炭	t													
		輸入無煙炭	t													
		石炭コークス	t													
		コールタール	t													
		コークス炉ガス	千m³													

	高炉ガス	千m³													
	発電用高炉ガス	千m³													
	転炉ガス	千m³													
	その他 都市ガス	千m³													
	その他 （　　）	千m³													
	小計	GJ													
非化石燃料	黒液	t													
	木材	t													
	木質廃材	t													
	バイオエタノール	kl													
	バイオディーゼル	kl													
	バイオガス	千m³													
	その他バイオマス	t													
	RDF	t													
	RPF	t													
	廃タイヤ	t													
	廃プラスチック	t													
	廃油	kl													
	廃棄物ガス	千m³													
	混合廃材	t													
	水素	t													
	アンモニア	t													
	その他 （　　）	GJ													
	その他 （　　）	GJ													
	小計	GJ													
熱	他者から購入した熱 産業用蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	産業用以外の蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	温水	GJ													
	うち非化石	GJ													
	冷水	GJ													
	うち非化石	GJ													

	その他	（　　）	GJ														
		うち非化石	GJ														
	その他使用した熱	地熱	GJ														
		温泉熱	GJ														
		太陽熱	GJ														
		雪氷熱	GJ														
		その他（　　）	GJ														
		その他（　　）	GJ														
	小計		GJ														
	うち非化石		GJ														
電気	電気事業者からの買電	電気事業者	千kWh														
		うち非化石	千kWh														
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh														
		オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh														
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh														
		上記以外の自己託送	千kWh														
		うち非化石	千kWh														
		重み付け非化石	千kWh														
		（　　）	千kWh														
		うち非化石	千kWh														
		重み付け非化石	千kWh														
	自家発電	太陽光	千kWh														
			kW														
		風力	千kWh														
			kW														

地熱	千kWh													
	kW													
水力	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（燃料）化石	千kWh		※1								※1		※1	
その他（燃料）非化石	千kWh		※1								※1		※1	
その他（熱）化石	千kWh		※1								※1		※1	
その他（熱）非化石	千kWh		※1								※1		※1	
小計	千kWh													
うち非化石	千kWh													
重み付け非化石	千kWh													
合計　GJ														
うち非化石　GJ														
原油換算 kl		Ⓢ-1				Ⓣ		Ⓣ’	Ⓢ-2					
うち非化石 kl														
前年度原油換算 kl														
対前年度比（%）														

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－５　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３.	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-1）=（Ⓐ-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）=（Ⓒ-1）/（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）=（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）=（Ⓕ-1）/（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）=（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（①-1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（②-1）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（③-1）
事業者全体		（Ⓢ-1） （合計）	（Ⓢ-1’） （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ’ （合計）	（Ⓤ-1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）=（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）=（①-1）+（②-1）+（③-1）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。
５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）/（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）/（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）/（Ⓧ-2）×100 （Ⓩ-2）＝（Ⓘ-2）+（Ⓘ-2）+（Ⓘ-2）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ’（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2’）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ'-1')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	(Ⓒ'-1)= (Ⓐ'-1')-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-1)の構成割合（%） (Ⓓ'-1)=(Ⓒ'-1)/(Ⓤ'-1)×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-1)=(Ⓒ'-1)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-1)=(Ⓕ'-1)/(Ⓖ'-1)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (Ⓘ'-1)=(Ⓓ'-1)×(Ⓗ'-1)/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							(名称：　　) (単位：　　)				(①'-2)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							(名称：　　) (単位：　　)				(②'-2)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							(名称：　　) (単位：　　)				(③'-2)
事業者全体		(Ⓢ-1) (合計)	(Ⓢ'-1') (合計)	Ⓣ (合計)	Ⓣ' (合計)	(Ⓤ'-1) (合計)	100%	Ⓥ (名称：　　) (単位：　　)	(Ⓦ'-1)	(Ⓧ'-1)	(Ⓨ'-1)=(Ⓦ'-1)/(Ⓧ'-1)×100	
											(Ⓩ'-1)=(①'-1)+(②'-1)+(③'-1)+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ’-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ’-1）（Ⓧ’-1）（Ⓨ’-1）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ’-1’）Ⓑ Ⓑ’（Ⓒ’-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ’-1）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ’-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ'-2')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	(Ⓒ'-2)=(Ⓐ'-2')×-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-2)の構成割合（%） (Ⓓ'-2)=(Ⓒ'-2)/(Ⓤ'-2)×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-2)=(Ⓒ'-2)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-2)=(Ⓕ'-2)/(Ⓖ'-2)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (Ⓘ'-2)=(Ⓓ'-2)×(Ⓗ'-2)/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
事業者全体		(Ⓢ-2) （合計）	(Ⓢ'-2') （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ' （合計）	(Ⓤ'-2) （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	(Ⓦ'-2)	(Ⓧ'-2)	(Ⓨ'-2)=(Ⓦ'-2)/(Ⓧ'-2)×100	(Ⓩ'-2)=(Ⓘ'-2)+(Ⓘ'-2)+(Ⓘ'-2)+…

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　(Ⓦ'-2)（Ⓧ'-2）（Ⓨ'-2）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ'-2'）Ⓑ　Ⓑ'（Ⓒ'-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ'-2）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（％）（Ⓩ-1)、(Ⓩ-2)」を求めた場合は、対前年度比(％）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別	□　時間帯別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（％）（Ⓩ'-1)、(Ⓩ'-2)」を求めた場合は、対前年度比(％）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。

２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。

①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。

③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。

３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。

４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 （%）	火力発電量に占める発電量比率 （%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 （①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項	
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない

Ⅰ－２	
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備予定年　　年度）
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

５　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

６　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。

３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。

４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

<table>
<tr><td colspan="2">報告対象年度</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備の名称</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備を設置した工場等の名称</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備を設置した工場等の所在地</td><td colspan="13">〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転開始年月日</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備容量（kW）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計効率（発電端・HHV）（%）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料種ごとの基本情報
（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設備に投入したエネルギー量（GJ）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td>設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）</td><td>４月</td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>９月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td><td>年間実績</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">月別実績効率（発電端・HHV）（%）</td><td>４月</td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>９月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td><td>年間実績</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

２　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第９表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第９表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。

３　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

４　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

５　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 （指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

6　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の１及び４の２にも、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の３及び４の４にも、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の５及び４の６にも、必要事項を記載すること。

7　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の２に必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の４の５及び４の６に記載すること。

６の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の６の２及び６の３に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の６の４に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の６の５に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
２　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
３　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
４　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の４　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　　計　　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
　　４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
　　５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　３　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
　　２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
　　３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl												
	揮発油		kl												
	ナフサ		kl												
	ジェット燃料油		kl												
	灯油		kl												
	軽油		kl												
	Ａ重油		kl												
	Ｂ・Ｃ重油		kl												
	石油アスファルト		t												
	石油コークス		t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
	石炭コークス		t												
	コールタール		t												
	コークス炉ガス		千m³												
	高炉ガス		千m³												

	発電用高炉ガス		㎥												
	転炉ガス		㎥												
	その他	都市ガス	㎥												
		（　　）	㎥												
	小計		GJ												
非化石燃料	黒液		t												
	木材		t												
	木質廃材		t												
	バイオエタノール		kl												
	バイオディーゼル		kl												
	バイオガス		㎥												
	その他バイオマス		t												
	RDF		t												
	RPF		t												
	廃タイヤ		t												
	廃プラスチック		t												
	廃油		kl												
	廃棄物ガス		㎥												
	混合廃材		t												
	水素		t												
	アンモニア		t												
	その他	（　　）	GJ												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		産業用以外の蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		温水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		冷水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		その（　　）	GJ												

		他	うち非化石	GJ													
	その他使用した熱		地熱	GJ													
			温泉熱	GJ													
			太陽熱	GJ													
			雪氷熱	GJ													
		その他	（　　）	GJ													
			（　　）	GJ													
		小計		GJ													
		うち非化石		GJ													
電気	電気事業者からの買電	電気事業者		千kWh													
		うち非化石		千kWh													
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）		千kWh													
		オフサイト型PPA（重み付けあり）		千kWh													
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）		千kWh													
		上記以外の自己託送		千kWh													
		うち非化石		千kWh													
		重み付け非化石		千kWh													
		（　　）		千kWh													
		うち非化石		千kWh													
		重み付け非化石		千kWh													
	自家発電	太陽光		千kWh													
				kW													
		風力		千kWh													
				kW													
		地熱		千kWh													
				kW													

水力		千kWh												
		kW												
その他（非燃料由来の非化石）	（　　）	千kWh												
		kW												
	（　　）	千kWh												
		kW												
その他（燃料）	化石	千kWh		※1								※1		※1
	非化石	千kWh		※1								※1		※1
その他（熱）	化石	千kWh		※1								※1		※1
	非化石	千kWh		※1								※1		※1
小計		千kWh												
うち非化石		千kWh												
重み付け非化石		千kWh												
合計　GJ														
うち非化石　GJ														
原油換算 kl														
うち非化石 kl														
前年度原油換算 kl														
対前年度比（%）														

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－５　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３.	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 （指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用

に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、必要事項を記載すること。

7　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

６の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２及び６の３に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の４に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　　計　　量		t－CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
２　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
３　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
４　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の４　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
　　４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
　　５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　３　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
　　２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
　　３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
当該工場等の名称					
当該工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス				

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl								
	揮発油		kl								
	ナフサ		kl								
	ジェット燃料油		kl								
	灯油		kl								
	軽油		kl								
	Ａ重油		kl								
	Ｂ・Ｃ重油		kl								
	石油アスファルト		t								
	石油コークス		t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t								
		石油系炭化水素ガス	千m³								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	千m³								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
	石炭コークス		t								
	コールタール		t								
	コークス炉ガス		千m³								

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

	高炉ガス	千m³									
	発電用高炉ガス	千m³									
	転炉ガス	千m³									
	その他 都市ガス	千m³									
	その他 （　　）	千m³									
	小計	GJ									
非化石燃料	黒液	t									
非化石燃料	木材	t									
非化石燃料	木質廃材	t									
非化石燃料	バイオエタノール	kl									
非化石燃料	バイオディーゼル	kl									
非化石燃料	バイオガス	千m³									
非化石燃料	その他バイオマス	t									
非化石燃料	RDF	t									
非化石燃料	RPF	t									
非化石燃料	廃タイヤ	t									
非化石燃料	廃プラスチック	t									
非化石燃料	廃油	kl									
非化石燃料	廃棄物ガス	千m³									
非化石燃料	混合廃材	t									
非化石燃料	水素	t									
非化石燃料	アンモニア	t									
非化石燃料	その他 （　　）	GJ									
非化石燃料	その他 （　　）	GJ									
非化石燃料	小計	GJ									
熱	他者から購入した熱 産業用蒸気	GJ									
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ									
熱	他者から購入した熱 産業用以外の蒸気	GJ									
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ									
熱	他者から購入した熱 温水	GJ									
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ									
熱	他者から購入した熱 冷水	GJ									

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

		うち非化石	GJ									
	その他	（　　）	GJ									
		うち非化石	GJ									
	その他使用した熱	地熱	GJ									
		温泉熱	GJ									
		太陽熱	GJ									
		雪氷熱	GJ									
		その他（　　）	GJ									
		その他（　　）	GJ									
	小計		GJ									
	うち非化石		GJ									
電気	電気事業者からの買電	電気事業者	千kWh									
		うち非化石	千kWh									
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh									
		オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh									
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh									
		上記以外の自己託送	千kWh									
		うち非化石	千kWh									
		重み付け非化石	千kWh									
		（　　）	千kWh									
		うち非化石	千kWh									
		重み付け非化石	千kWh									
		他事業所からの供給	千kWh									
		うち非化石	千kWh									

自家発電	重み付け非化石	千kWh								
	太陽光	千kWh								
		kW								
	風力	千kWh								
		kW								
	地熱	千kWh								
		kW								
	水力	千kWh								
		kW								
	その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh								
		kW								
	その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh								
		kW								
	その他（燃料）化石	千kWh		※1						
	その他（燃料）非化石	千kWh		※1						
	その他（熱）化石	千kWh		※1						
	その他（熱）非化石	千kWh		※1						
	小計	千kWh								
	うち非化石	千kWh								
	重み付け非化石	千kWh								
合計 GJ										
うち非化石 GJ										
原油換算 kl				ⓐ				ⓑ		ⓑ’
うち非化石 kl										
前年度原油換算 kl										
対前年度比（%）										

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			使用量	
			数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh		
	５月	千 kWh		
	６月	千 kWh		
	７月	千 kWh		
	８月	千 kWh		
	９月	千 kWh		
	１０月	千 kWh		
	１１月	千 kWh		
	１２月	千 kWh		
	１月	千 kWh		
	２月	千 kWh		
	３月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３.	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（％）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ’－ⓑ－ⓑ’） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）		

備考　ⓐ’はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位 ＝ 電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表©)		

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度
非化石電気の使用状況 ＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	□　月別	□　時間帯別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）－2　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（3）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（4）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない

	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
ＢＥＭＳ				ＢＥＭＳの新設・更新に当たっての措置 □　ＢＥＭＳを採用した □　ＢＥＭＳを採用していない
（5）　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（5）－2　太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（6）　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定			□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない			
（7）　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（8）　事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□　情報提供している □　一部の賃借事業者に情報提供している □　情報提供していない	

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（１）　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（２）　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（２－１）　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（２－２）　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（２－２）－２ 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（３）　廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	

<table>
<tr><td colspan="5">（4）　熱の動力等への変換の合理化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（4－1）　蒸気駆動の動力設備</td><td>蒸気駆動の動力設備の管理</td><td>蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録</td><td>蒸気駆動の動力設備の保守及び点検</td><td>蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置</td></tr>
<tr><td>管理標準の設定の状況

□　設定済
□　一部設定済（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている管理の状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>計測及び記録に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている計測及び記録の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>保守及び点検に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている保守及び点検の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した
□　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない
□　当該年度に設備を新設・更新していない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（4－2）　発電専用設備</td><td>発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組</td><td>発電専用設備に関する計測及び記録</td><td>発電専用設備の保守及び点検</td><td>発電専用設備の新設に当たっての措置</td></tr>
<tr><td>管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定
（熱利用）
□　実施している
□　実施していない

管理標準に定めている管理の状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない
（バイオマス・水素・アンモニア混焼）
□　実施している
□　実施していない
（副生物混焼）
□　実施している
□　実施していない</td><td>計測及び記録に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている計測及び記録の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>保守及び点検に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている保守及び点検の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>□　新設の際、判断基準どおり措置した
□　新設の際、判断基準どおり措置していない
□　当該年度に設備を新設していない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（4－2）－2
太陽光発電設備等</td><td></td><td></td><td>太陽光発電設備等の保守及び点検</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>保守及び点検に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている保守及び点検の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（4－3）　コージェネレーション設備</td><td>コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組</td><td>コージェネレーション設備に関する計測及び記録</td><td>コージェネレーション設備の保守及び点検</td><td>コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置</td></tr>
<tr><td>管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定
（熱利用）
□　実施している
□　実施していない

管理標準に定めている管理の状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない
（バイオマス・水素・アンモニア混焼）
□　実施している
□　実施していない
（副生物混焼）
□　実施している
□　実施していない</td><td>計測及び記録に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている計測及び記録の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>保守及び点検に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定

管理標準に定めている保守及び点検の実施状況
□　実施している
□　一部実施している
□　実施していない</td><td>□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した
□　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない
□　当該年度に設備を新設・更新していない</td></tr>
<tr><td colspan="5">（5）　放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（5－1）　放射、伝導等による熱の損失の防止</td><td></td><td>熱の損失に関する計測及び記録</td><td>熱利用設備の保守及び点検</td><td>熱利用設備の新設・更新に当たっての措置</td></tr>
<tr><td></td><td>計測及び記録に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済（　　%）
□　未設定</td><td>保守及び点検に関する管理標準の設定の状況
□　設定済
□　一部設定済
（　　%）
□　未設定</td><td>□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した
□　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない
□　当該年度に設備を新設・更新していない</td></tr>
</table>

		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）　電気の動力、熱等への変換の合理化				
（６－１）　電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６－２）　照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（％）						
設計効率（％）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（％）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（％）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。

２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。

３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。

４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。

５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第５　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の３にも、必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。

５　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに〇をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに〇をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に〇をすること。

２　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に〇をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、PJ（ﾍﾟﾀｼﾞｭｰﾙ）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。
⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）
⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）
⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’

-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・(Ⓒ’-1)
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1)、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・(Ⓨ’-1)

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。
①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・(Ⓐ-1)
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・(Ⓐ’-1’)
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・(Ⓒ’-1)
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・(Ⓓ-1)
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・(Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・(Ⓖ’-1)
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・(Ⓗ’-1)
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1)を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（(Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1）$)^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ$)^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（(Ⓙ’-1）×（Ⓚ’-1）×（Ⓛ’-1）×（Ⓜ’-1）$)^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’$)^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

２７　特定－第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第21（第57条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

様式第二十一を次のように改める。

殿

年　月　日

住　所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８４条第３項、第８５条第３項、第８６条第３項又は第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人名									
法人名（英語表記）									
法人番号									
銘柄コード									
主たる事務所の所在地	〒								
主たる事業									
細分類番号									
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度												
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量		
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl													
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl													
	揮発油		kl													
	ナフサ		kl													
	ジェット燃料油		kl													
	灯油		kl													
	軽油		kl													
	Ａ重油		kl													
	Ｂ・Ｃ重油		kl													
	石油アスファルト		t													
	石油コークス		t													
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t													
		石油系炭化水素ガス	㎥													
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t													
		その他可燃性天然ガス	㎥													
	石炭	輸入原料炭	t													
		コークス用原料炭	t													
		吹込用原料炭	t													
		輸入一般炭	t													
		国産一般炭	t													
		輸入無煙炭	t													
	石炭コークス		t													
	コールタール		t													
	コークス炉ガス		㎥													

	高炉ガス	千m³													
	発電用高炉ガス	千m³													
	転炉ガス	千m³													
	その他 都市ガス	千m³													
	その他 （　　）	千m³													
	小計	GJ													
非化石燃料	黒液	t													
	木材	t													
	木質廃材	t													
	バイオエタノール	kl													
	バイオディーゼル	kl													
	バイオガス	千m³													
	その他バイオマス	t													
	RDF	t													
	RPF	t													
	廃タイヤ	t													
	廃プラスチック	t													
	廃油	kl													
	廃棄物ガス	千m³													
	混合廃材	t													
	水素	t													
	アンモニア	t													
	その他 （　　）	GJ													
	その他 （　　）	GJ													
	小計	GJ													
熱	他者から購入した熱 産業用蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	産業用以外の蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	温水	GJ													
	うち非化石	GJ													
	冷水	GJ													
	うち非化石	GJ													

		その他	（　　）	GJ													
			うち非化石	GJ													
	その他使用した熱		地熱	GJ													
			温泉熱	GJ													
			太陽熱	GJ													
			雪氷熱	GJ													
		その他	（　　）	GJ													
			（　　）	GJ													
	小計			GJ													
	うち非化石			GJ													
電気	電気事業者からの買電		電気事業者	千kWh													
			うち非化石	千kWh													
	上記以外の買電		オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh													
			オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh													
			自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh													
			上記以外の自己託送	千kWh													
			うち非化石	千kWh													
			重み付け非化石	千kWh													
			（　　）	千kWh													
			うち非化石	千kWh													
			重み付け非化石	千kWh													
	自家発電		太陽光	千kWh													
				kW													
			風力	千kWh													
				kW													

地熱	千kWh													
	kW													
水力	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（燃料）化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（燃料）非化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（熱）化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（熱）非化石	千kWh		※1									※1		※1
小計	千kWh													
うち非化石	千kWh													
重み付け非化石	千kWh													
合計　GJ														
うち非化石　GJ														
原油換算 kl		Ⓢ-1				Ⓣ		Ⓣ’	Ⓢ-2					
うち非化石 kl														
前年度原油換算 kl														
対前年度比（%）														

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－５　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-1）=（Ⓐ-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）=（Ⓒ-1）/（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）=（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）=（Ⓕ-1）/（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）=（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称											（①-1）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
2	工場等に係る事業の名称											（②-1）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
3	工場等に係る事業の名称											（③-1）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
事業者全体		（Ⓢ-1） （合計）	（Ⓢ-1’） （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ’ （合計）	（Ⓤ-1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）=（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）=（①-1）+（②-1）+（③-1）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。
５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2'）－Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）／Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （①-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）／100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（①-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（②-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（③-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100 （②-2）＝（①-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ’（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2’）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ'-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-1）の構成割合（%） （Ⓓ'-1）=（Ⓒ'-1）/（Ⓤ'-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （①'-1）=（Ⓓ'-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称											（①'-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
2	工場等に係る事業の名称											（②'-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
3	工場等に係る事業の名称											（③'-2）
	細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				
事業者全体		（Ⓢ-1） （合計）	（Ⓢ'-1'） （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ' （合計）	（Ⓤ'-1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ'-1）	（Ⓧ'-1）	（Ⓨ'-1）=（Ⓦ'-1）/（Ⓧ'-1）×100 （Ⓩ'-1）=（①'-1）+（②'-1）+（③'-1）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ’-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ’-1）（Ⓧ’-1）（Ⓨ’-1）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ’-1）Ⓑ Ⓑ’（Ⓒ’-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ’-1）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ’-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） Ⓐ-2	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ'-2')	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	(Ⓒ'-2)= (Ⓐ'-2') ×-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-2)の構成割合（%） (Ⓓ'-2) = (Ⓒ'-2) / (Ⓤ'-2) ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-2) = (Ⓒ'-2) /Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-2)= (Ⓕ'-2)/ (Ⓖ'-2)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (Ⓘ'-2)= (Ⓓ'-2) × (Ⓗ'-2)/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				(Ⓘ'-2)
事業者全体		(Ⓢ-2) （合計）	(Ⓢ'-2') （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ' （合計）	(Ⓤ'-2) （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	(Ⓦ'-2)	(Ⓧ'-2)	(Ⓨ'-2) = (Ⓦ'-2) / (Ⓧ'-2) × 100 (Ⓩ'-2) = (Ⓘ'-2) + (Ⓘ'-2) + (Ⓘ'-2)+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ’-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　（Ⓦ’-2）（Ⓧ’-2）（Ⓨ’-2）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ’-2’）Ⓑ Ⓑ’（Ⓒ’-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ’-2）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ’-2’）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（％）（Ⓩ-1)、(Ⓩ-2)」を求めた場合は、対前年度比(％）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別	□　時間帯別			
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（％）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（％）（Ⓩ'-1)、(Ⓩ'-2)」を求めた場合は、対前年度比(％）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。

２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。

①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。

③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。

３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。

４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 （%）	火力発電量に占める発電量比率 （%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称		
燃料種ごとの基本情報 （①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））		
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）		
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）		
設備に投入したエネルギー量（GJ）		
	設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない	
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）	
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	

善を行うこと。		
（７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。善を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
Ⅰ－２		
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備予定年　　年度）	
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない	
全　体　評　価	総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している	

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

５　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

６　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。

３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。

４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率（発電端・HHV）（%）													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）													
設備に投入したエネルギー量（GJ）													
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　1　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第９表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第９表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

5　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 （指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の１及び４の２にも、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の３及び４の４にも、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の５及び４の６にも、必要事項を記載すること。

７　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の２に必要事項を記載すること。

８　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第12表の４の５及び４の６に記載すること。

６の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の６の２及び６の３に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の６の４に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第12表の６の５に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　　計　　量		t－CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
２　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
３　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
４　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の４　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
合　計　量		$t-CO_2$

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	$t-CO_2/kWh$		$t-CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	Ａ重油	kl												
	Ｂ・Ｃ重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス　液化石油ガス（LPG）	t												
	石油ガス　石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス　液化天然ガス（LNG）	t												
	可燃性天然ガス　その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭　輸入原料炭	t												
	石炭　コークス用原料炭	t												
	石炭　吹込用原料炭	t												
	石炭　輸入一般炭	t												
	石炭　国産一般炭	t												
	石炭　輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m³												
	高炉ガス	千m³												

	発電用高炉ガス	㎥													
	転炉ガス	㎥													
	その他 都市ガス	㎥													
	その他 （　　）	㎥													
	小計	GJ													
非化石燃料	黒液	t													
	木材	t													
	木質廃材	t													
	バイオエタノール	kl													
	バイオディーゼル	kl													
	バイオガス	㎥													
	その他バイオマス	t													
	RDF	t													
	RPF	t													
	廃タイヤ	t													
	廃プラスチック	t													
	廃油	kl													
	廃棄物ガス	㎥													
	混合廃材	t													
	水素	t													
	アンモニア	t													
	その他 （　　）	GJ													
	その他 （　　）	GJ													
	小計	GJ													
熱	他者から購入した熱 産業用蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	産業用以外の蒸気	GJ													
	うち非化石	GJ													
	温水	GJ													
	うち非化石	GJ													
	冷水	GJ													
	うち非化石	GJ													
	その （　　）	GJ													

	他	うち非化石	GJ													
その他使用した熱	地熱		GJ													
	温泉熱		GJ													
	太陽熱		GJ													
	雪氷熱		GJ													
	その他	（　　）	GJ													
		（　　）	GJ													
小計			GJ													
うち非化石			GJ													
電気	電気事業者からの買電	電気事業者	千kWh													
		うち非化石	千kWh													
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh													
		オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh													
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh													
		上記以外の自己託送	千kWh													
		うち非化石	千kWh													
		重み付け非化石	千kWh													
		（　　）	千kWh													
		うち非化石	千kWh													
		重み付け非化石	千kWh													
	自家発電	太陽光	千kWh													
			kW													
		風力	千kWh													
			kW													
		地熱	千kWh													
			kW													

水力	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh													
	kW													
その他（燃料）化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（燃料）非化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（熱）化石	千kWh		※1									※1		※1
その他（熱）非化石	千kWh		※1									※1		※1
小計	千kWh													
うち非化石	千kWh													
重み付け非化石	千kWh													
合計　GJ														
うち非化石　GJ														
原油換算 kl														
うち非化石 kl														
前年度原油換算 kl														
対前年度比（%）														

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

１－４　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－５　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３.	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 （指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用

に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、必要事項を記載すること。

7　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

６の１　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２及び６の３に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の４に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
２　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
３　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
４　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の４　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
合　　計　　量		$t-CO_2$

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
　　４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
　　５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	$t-CO_2/kWh$		$t-CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　３　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
　　２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
　　３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl								
	揮発油		kl								
	ナフサ		kl								
	ジェット燃料油		kl								
	灯油		kl								
	軽油		kl								
	Ａ重油		kl								
	Ｂ・Ｃ重油		kl								
	石油アスファルト		t								
	石油コークス		t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t								
		石油系炭化水素ガス	千m³								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	千m³								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
	石炭コークス		t								
	コールタール		t								
	コークス炉ガス		千m³								

	高炉ガス	千m³								
	発電用高炉ガス	千m³								
	転炉ガス	千m³								
	その他 都市ガス	千m³								
	その他 （　　）	千m³								
	小計	GJ								
非化石燃料	黒液	t								
非化石燃料	木材	t								
非化石燃料	木質廃材	t								
非化石燃料	バイオエタノール	kl								
非化石燃料	バイオディーゼル	kl								
非化石燃料	バイオガス	千m³								
非化石燃料	その他バイオマス	t								
非化石燃料	RDF	t								
非化石燃料	RPF	t								
非化石燃料	廃タイヤ	t								
非化石燃料	廃プラスチック	t								
非化石燃料	廃油	kl								
非化石燃料	廃棄物ガス	千m³								
非化石燃料	混合廃材	t								
非化石燃料	水素	t								
非化石燃料	アンモニア	t								
非化石燃料	その他 （　　）	GJ								
非化石燃料	その他 （　　）	GJ								
非化石燃料	小計	GJ								
熱	他者から購入した熱 産業用蒸気	GJ								
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ								
熱	他者から購入した熱 産業用以外の蒸気	GJ								
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ								
熱	他者から購入した熱 温水	GJ								
熱	他者から購入した熱 うち非化石	GJ								
熱	他者から購入した熱 冷水	GJ								

			うち非化石	GJ									
		その他	（　　）	GJ									
			うち非化石	GJ									
	その他使用した熱		地熱	GJ									
			温泉熱	GJ									
			太陽熱	GJ									
			雪氷熱	GJ									
		その他	（　　）	GJ									
			（　　）	GJ									
	小計			GJ									
	うち非化石			GJ									
電気	電気事業者からの買電		電気事業者	千kWh									
			うち非化石	千kWh									
	上記以外の買電		オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh									
			オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh									
			自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh									
			上記以外の自己託送	千kWh									
			うち非化石	千kWh									
			重み付け非化石	千kWh									
			（　　）	千kWh									
			うち非化石	千kWh									
			重み付け非化石	千kWh									
			他事業所からの供給	千kWh									
			うち非化石	千kWh									

自家発電	重み付け非化石	千kWh								
	太陽光	千kWh								
		kW								
	風力	千kWh								
		kW								
	地熱	千kWh								
		kW								
	水力	千kWh								
		kW								
	その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh								
		kW								
	その他（非燃料由来の非化石）（　　）	千kWh								
		kW								
	その他（燃料）化石	千kWh		※1						
	その他（燃料）非化石	千kWh		※1						
	その他（熱）化石	千kWh		※1						
	その他（熱）非化石	千kWh		※1						
	小計	千kWh								
	うち非化石	千kWh								
	重み付け非化石	千kWh								
合計 GJ										
うち非化石 GJ										
原油換算 kl				ⓐ				ⓑ		ⓑ’
うち非化石 kl										
前年度原油換算 kl										
対前年度比（%）										

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度	
			使用量	
			数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh		
	５月	千 kWh		
	６月	千 kWh		
	７月	千 kWh		
	８月	千 kWh		
	９月	千 kWh		
	１０月	千 kWh		
	１１月	千 kWh		
	１２月	千 kWh		
	１月	千 kWh		
	２月	千 kWh		
	３月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２.	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３.	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ’－ⓑ－ⓑ’） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）		

備考　ⓐ’はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	＝ 電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表©)		

３　非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□　月別		□　時間帯別	
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（二）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（１）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（２）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（２）－２　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □一部設定済（　　%） □　未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（３）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（４）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		

BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない	
（5）－1　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5）－2　太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □一部設定済（　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6）　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定			□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない				
（7）　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（8）　事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない		
全　体　評　価			総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している		

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（1）　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（2）　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
（2－1）　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（2－2）　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（2－2）－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（3）　廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない	

	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 当該年度に設備を新設・更新していない	
（4） 熱の動力等への変換の合理化					
（4－1） 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－2） 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定 熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－2）－2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－3） コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定 熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（６）　電気の動力、熱等への変換の合理化					
（６－１）　電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（６－２）　照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		

全　体　評　価	総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（％）						
設計効率（％）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（％）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（％）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。

２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。

３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。

４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。

５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第５　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の３にも、必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/kWh$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。

５　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、PJ（ﾍﾟﾀｼﾞｭｰﾙ）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産し

ている場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。
⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）
⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）
⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）
・・・（Ⓐ’-1’）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・(Ⓒ’-1)
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1)、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・(Ⓨ’-1)

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。
①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・(Ⓐ-1)
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・(Ⓐ’-1’)
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・(Ⓒ’-1)
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・(Ⓓ-1)
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・(Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・(Ⓖ’-1)
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・(Ⓗ’-1)
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1)を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝$\left((Ⓙ\text{-}1)\times(Ⓚ\text{-}1)\times(Ⓛ\text{-}1)\times(Ⓜ\text{-}1)\right)^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝$\left(ⓓ\times ⓔ\times ⓕ\times ⓖ\right)^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝$\left((Ⓙ\text{'}\text{-}1)\times(Ⓚ\text{'}\text{-}1)\times(Ⓛ\text{'}\text{-}1)\times(Ⓜ\text{'}\text{-}1)\right)^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝$\left(ⓓ\text{'}\times ⓔ\text{'}\times ⓕ\text{'}\times ⓖ\text{'}\right)^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対

象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。

２７　特定‐第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第七十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十五号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

経済産業大臣　齋藤　健

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資質の向上を図るための講習の期間） **第十四条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。 （資質の向上を図るための講習の期間） **第三十二条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。	（資質の向上を図るための講習の期間） **第十四条**　［略］ ［新設］ （資質の向上を図るための講習の期間） **第三十二条**　［略］ ［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の四十二第一項及び第二項並びに第七十七条の四十七第一項並びに同法第九十七条の四第一項及び第二項の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～三　（略） 四　法第六十八条の十一第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、四十九万円 五　（略）	（手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三　（略） 四　型式部材等製造者の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、四十九万円 五　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合　申請一件につき、前項第一号本文に定める額に、当該目視その他適切な方法による確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第一号ロ(4)の規定に基づく認定の場合　三十五万円

ロ　令第四十六条第四項の表一の(八)項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合　百三十九万円

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　四十六万円

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ　法第二十条第一項第一号の規定に基づく認定の場合　二万円に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　イに掲げる場合以外の場合　二万円に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額

四　（略）

五　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料に係る第十条の五の二十三第一項の申請書又は同項各号に掲げる図書の記載事項の形式的な変更の認定を受けようとする場合　二万円

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合　申請一件につき、前項第一号本文に定める額に、当該試験の立会い又は当該実地確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定の場合　二十九万円

ロ　令第四十六条第四項の表一の(八)項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合　七十四万円

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　三十八万円

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　二万円に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

（新設）

（新設）

四　（略）

（新設）

六　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める額

イ～ヘ　（略）

(一)	（略）
(二)	法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条第一項中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二、令第五章の三、令第七章の二（令第百三十六条の二第五号を除く。）及び令第七章の九の規定
(三)	（略）

七～九　（略）

3　法第九十七条の四第二項の国土交通省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　法第六十八条の十一第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、第一項第四号に掲げる額

三・四　（略）

4　（略）

5　第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合　申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、当該イからハまでに定める額

イ　第二項第二号イに掲げる認定に係る性能評価　三十三万円

ロ　第二項第二号ロに掲げる認定に係る性能評価　百三十七万円

ハ　第二項第二号ハに掲げる認定に係る性能評価　四十四万円

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合　次のイ又はロに掲げる性能評価の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　第二項第三号イに掲げる認定に係る性能評価　別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　第二項第三号ロに掲げる認定に係る性能評価　別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一

五　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額

イ～ヘ　（略）

(一)	（略）
(二)	法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二、令第五章の三、令第七章の二（令第百三十六条の二第五号を除く。）及び令第七章の九の規定
(三)	（略）

六～八　（略）

3　法第九十七条の四第二項の国土交通省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　型式部材等製造者の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、第一項第四号に掲げる額

三・四　（略）

4　（略）

5　第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合　申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　第二項第二号イに掲げる認定に係る性能評価　二十七万円

ロ　第二項第二号ロに掲げる認定に係る性能評価　七十二万円

ハ　第二項第二号ハに掲げる認定に係る性能評価　三十六万円

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合　別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一

（新設）

6　指定性能評価機関が、自らが行う性能評価に係る手数料の額について、次項各号に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けたときは、当該性能評価に係る手数料の額は、第三項第四号及び前項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

7　（略）

8　承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関は、前二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

一～四　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十五万円
非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百十五万円
耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百十九万円
耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百二十四万円
柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百六十八万円
柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百八十万円
柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百九十万円
柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	三百万円
柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	三百十万円
床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百五十四万円

法第二条第七号の認定に係る評価

（新設）

6　（略）

7　承認認定機関又は承認性能評価機関は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

一～四　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三万円
非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百八万円
耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十六万円
耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円
柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十四万円
柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十万円
柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十五万円
柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十万円
柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十五万円
床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十一万円

法第二条第七号の認定に係る評価

床又ははりについて一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百六十三万円
床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百七十二万円
はりについて二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百八十一万円
はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百九十万円
屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百九十二万円
非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百五十二万円
非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	二百六万円
耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	二百十五万円
柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	二百六十四万円
床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	二百十三万円
屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百九十二万円
軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百五十二万円
軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百九十二万円

法第二条第七号の二の認定に係る評価

床又ははりについて一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十六万円
床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十一万円
はりについて二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十六万円
はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百六十一万円
屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百二十八万円
非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百一万円
非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百八万円
耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百三十七万円
耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百三十二万円
床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百四十二万円
屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百二十八万円
軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百一万円
軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百八万円
階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	百二十八万円

法第二条第七号の二の認定に係る評価

非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
法第二条第八号の認定に係る評価　耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百七十九万円
軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
法第二条第九号の認定に係る評価　建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価　床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十九万円
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価　床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百二十六万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百五十九万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	三百二十四万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	百四十三万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百九十九万円

非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百一万円
法第二条第八号の認定に係る評価　耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百三十七万円
軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百一万円
法第二条第九号の認定に係る評価　建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価　床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十三万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十三万円
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価　床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百五万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	五十一万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十三万円

特定主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合		百五十二万円
耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千二百円を

主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合		百一万円
耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四十万円を加算した額
柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		通常火災終了時間（単位　分）に二千二百円を

特定主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百五十四万円を加算した額	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百三十一万円	乗じた額に二百六十六万円を加算した額			
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十八万円を加算した額	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百五十二万円				
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百九十二万円	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円				
法第二十一条第二項の認定に係る評価	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円				
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円						
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円						
法第二十二条第一項の認定に係る評価		九十万円						

主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百二十八万円	乗じた額に百三十三万円を加算した額			
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百一万円				
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百二十八万円	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの	六十一万円				
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの	八十二万円	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの	百二万円				
法第二十二条第一項の認定に係る評価		六十九万円						

法第二十三条の認定に係る評価	特定主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	特定主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価
非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
百六十二万円	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
百七十九万円	百五十二万円	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百四十万円を加算した額
百十五万円		
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		
百二十九万円		
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの		
百四十七万円		
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		
百六十四万円		
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		
二百四万円		

法第二十三条の認定に係る評価	主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価
非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合
百一万円	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に百三十三万円を加算した額
耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合
百三十七万円	百一万円	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四十万円を加算した額
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額
三十一万円		
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		
四十六万円		
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの		
六十一万円		
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		
八十二万円		
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		
百二万円		

屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		二百三十一万円
軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十八万円を加算した額	
軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合		百五十二万円
階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		百九十二万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		百五十二万円
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価		百三十五万円
法第三十条第二項の認定に係る評価		百三十五万円
法第三十一条第二項の認定に係る評価		四十六万円
法第三十七条第二号の認定に係る評価	コンクリート又は膜材料	六十六万円
	木質系材料	二百七十四万円
	鋼材、免震材料その他の建築材料	二百十八万円
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百四万円

屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		百二十八万円
軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額	
軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合		百一万円
階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		百二十八万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		九十五万円
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価		八十四万円
法第三十条第二項の認定に係る評価		八十四万円
法第三十一条第二項の認定に係る評価		四十一万円
法第三十七条第二号の認定に係る評価		三十三万円
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円

防火設備に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価	二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五十二万円
	二十分間を超え三十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五十四万円
	三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五十六万円
	四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五十七万円
	五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五十九万円
	六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百六十万円
	七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百六十四万円
	九十分間を超え百五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百六十七万円
	百五分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百六十八万円
法第六十二条の認定に係る評価		九十万円
令第一条第五号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
令第一条第六号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価		四十六万円
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価		四十六万円

防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価	二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十五万円
	二十分間を超え三十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十六万円
	三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十七万円
	四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十八万円
	五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十九万円
	六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百万円
	七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百二万円
	九十分間を超え百五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百四万円
	百五分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五万円
法第六十二条の認定に係る評価		六十九万円
令第一条第五号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円
令第一条第六号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価		四十一万円
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価		四十一万円

令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十六万円
令第二十条の七第二項の認定に係る評価	六十六万円
令第二十条の七第三項の認定に係る評価	六十六万円
令第二十条の七第四項の認定に係る評価	六十六万円
令第二十条の八第一項第一号ロ⑴の認定に係る評価	四十六万円
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価	四十六万円
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十六万円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価	四十六万円
令第二十条の九の認定に係る評価	四十六万円
令第二十二条の認定に係る評価	四十六万円
令第二十二条の二第二号ロの認定に係る評価	四十六万円
令第二十九条の認定に係る評価	四十六万円
令第三十条第一項の認定に係る評価	四十六万円
令第三十五条第一項の認定に係る評価	九十二万円
令第三十九条第三項の認定に係る評価	百四十三万円
令第四十六条第四項の表一の⑻項の認定に係る評価	二百七十万円
令第六十七条第一項の認定に係る評価	百四十四万円
令第六十七条第二項の認定に係る評価	百四十四万円
令第六十八条第三項の認定に係る評価	百四十四万円
令第七十条の認定に係る評価	二百五十万円
令第七十九条第二項の認定に係る評価	四十六万円
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価	四十六万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円

令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十一万円
令第二十条の七第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の七第三項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の七第四項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第一項第一号ロ⑴の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十一万円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の九の認定に係る評価	四十一万円
令第二十二条の認定に係る評価	四十一万円
令第二十二条の二第二号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第二十九条の認定に係る評価	四十一万円
令第三十条第一項の認定に係る評価	四十一万円
令第三十五条第一項の認定に係る評価	八十二万円
令第三十九条第三項の認定に係る評価	五十一万円
令第四十六条第四項の表一の⑻項の認定に係る評価	百四十二万円
令第六十七条第一項の認定に係る評価	四十一万円
令第六十七条第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第六十八条第三項の認定に係る評価	四十一万円
令第七十条の認定に係る評価	百十九万円
令第七十九条第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価	四十一万円

床、壁又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価

床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
床について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百五十四万円
床について加熱開始後一・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百六十三万円
床について加熱開始後二時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百七十二万円
床について加熱開始後二・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百八十一万円
床について加熱開始後三時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百九十万円
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百五十五万円
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百六十二万円
非耐力壁について加熱開始後一・五時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百六十九万円

非耐力壁について加熱開始後二時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百七十六万円
非耐力壁について加熱開始後二・五時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百八十三万円
非耐力壁について加熱開始後三時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百九十万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百十五万円
耐力壁について加熱開始後一・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百十九万円
耐力壁について加熱開始後二時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百二十四万円
耐力壁について加熱開始後二・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百二十九万円
耐力壁について加熱開始後三時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百三十四万円
防火設備について加熱開始後二十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百九十八万円
防火設備について加熱開始後二十分を超え三十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百万円
防火設備について加熱開始後三十分を超え四十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百二万円

床、壁又は防火設備に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価

防火設備について加熱開始後四十分を超え五十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百三万円
防火設備について加熱開始後五十分を超え六十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百五万円
防火設備について加熱開始後六十分を超え七十五分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百六万円
防火設備について加熱開始後七十五分を超え九十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十万円
防火設備について加熱開始後九十分を超え百五分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十三万円
防火設備について加熱開始後百五分を超え百二十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十四万円
防火設備について加熱開始後百二十分を超え百五十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十九万円
防火設備について加熱開始後百五十分を超え百八十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百二十四万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円

床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
令第百八条の四第一項第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十四万円
令第百八条の四第四項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十四万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十三万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十四万円
令第百九条の三第一号の認定に係る評価	百九十二万円
令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円
建築物の部分に関する令第百九条の八の認定に係る評価	

床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
令第百八条の三第一項第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
令第百八条の三第四項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十七万円
令第百九条の三第一号の認定に係る評価	百二十八万円
令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価	百二十八万円

床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
加熱開始後二十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百九十八万円
加熱開始後二十分を超え三十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百万円
加熱開始後三十分を超え四十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百二万円
加熱開始後四十分を超え五十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百三万円
加熱開始後五十分を超え六十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百五万円
加熱開始後六十分を超え七十五分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百六万円
加熱開始後七十五分を超え九十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十万円
加熱開始後九十分を超え百五分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十三万円

防火設備に関する令第百九条の八の認定に係る評価

加熱開始後百五分を超え百二十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十四万円
加熱開始後百二十分を超え百五十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十九万円
加熱開始後百五十分を超え百八十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百二十四万円
令第百十二条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百七十四万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百九十四万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	二百九十万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百二十七万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百七十四万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十四万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十四万円
令第百十二条第三項の認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十三万円

令第百十二条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百十六万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十九万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百四十五万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十一万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百十六万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十一万円
令第百十二条第三項の認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十六万円

床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十四万円
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	二百二十七万円
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	百五十二万円
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	四十六万円
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	四十六万円
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価	四十六万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	百五十七万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十六万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百九十二万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	四十六万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	八十七万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百九十三万円

床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十七万円
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	百五十一万円
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	九十五万円
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価	四十一万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	九十七万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百二十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	四十一万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	八十七万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百九十三万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円

令第百二十八条の七第一項の認定に係る評価

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	八十七万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百九十三万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円

令第百二十九条第一項の認定に係る評価

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	八十七万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百九十三万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円

令第百二十八条の六第一項の認定に係る評価

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円

令第百二十九条第一項の認定に係る評価

床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円

令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	百五十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百九十三万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百五十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	百八十八万円
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百九十一万円
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百九十四万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	四十六万円
令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	百三十八万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	百十二万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	百三十六万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	百四十四万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価	百十二万円
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	
令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	百四十四万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	百三十八万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	百三十六万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十六万円

令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	九十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百十三万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	百十七万円
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十九万円
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百二十一万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	四十一万円
令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	三十一万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	七十二万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価	三十一万円
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	
令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十二万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十一万円

令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十九万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百四万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百二十万円
令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二百五十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百四万円
令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る評価	
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円

令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	四十一万円

	令第百三十七条の二の四第一号ロの認定に係る評価	令第百三十七条の四第一号ロの認定に係る評価	令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る評価	令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定に係る評価	令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る評価
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円				
非耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	百六十二万円				
耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	百七十九万円				
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの		百十五万円	百十五万円	百五十二万円	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		百二十九万円	百二十九万円		百二十九万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの		百四十七万円	百四十七万円		百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		百六十四万円	百六十四万円		百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの		二百四万円	二百四万円		二百四万円

	令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価
九十五万円	

令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	百十五万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	百十五万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	八十一万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	百四十八万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十六万円
建築物の全部に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三百三十八万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三百六十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四百十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	四百六十八万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	五百十万円
基礎杭に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	百八十四万円
鉄骨の接合部に関する第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十四万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十七万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百三十三万円
第八条の三の認定に係る評価	二百七十万円

令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	三十一万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	四十一万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十一万円
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
第八条の三の認定に係る評価	百四十二万円

（備考）

一　法第二十条第一項第一号、令第百八条の四第一項第二号及び第四項、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

二　特定主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定及び特定主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価にあつては、その算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（性能評価の方法） **第六十三条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。 一～四　（略） 五　施行規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合においては、申請者が工場その他の事業場（以下この章において「工場等」という。）において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認し、その結果を記載した書類等により審査を行うこと。 （評価員の要件） **第六十四条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に該当する者であることとする。 一　（略） 二　前条第五号の規定による試験の確認を行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者 イ～ハ　（略） 三　前条第五号の規定による製造、検査又は品質管理の確認を行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者 イ～ハ　（略） （帳簿） **第六十八条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　第六十三条第五号の規定により審査を行った場合においては、工場等の名称、所在地その他の概要並びに同号の規定による確認を行った年月日及び評価員の氏名 五・六　（略） 2・3　（略）	（性能評価の方法） **第六十三条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。 一～四　（略） 五　施行規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合においては、申請者が工場その他の事業場（以下この章において「工場等」という。）において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認し、その結果を記載した書類等により審査を行うこと。 （評価員の要件） **第六十四条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることとする。 一　（略） 二　前条第五号の規定による試験の立会いを行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者 イ～ハ　（略） 三　前条第五号の規定による実地確認を行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者 イ～ハ　（略） （帳簿） **第六十八条**　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　第六十三条第五号の規定により審査を行った場合においては、工場等の名称、所在地その他の概要並びに同号の規定による試験の立会い又は実地確認を行った年月日及び評価員の氏名 五・六　（略） 2・3　（略）

（備考）

一　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

二　主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定及び主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価にあつては、その算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日）

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第一条（建築基準法施行規則第十一条の二の三第一項第四号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同項第二号イの改正規定（「第百三十七条の十第四号」を「第百三十七条の十第一号ロ⑷」に改める部分に限る。）、同項第五号の表の㈡項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定、同令別表第二の主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める部分に限る。）、同表の主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める部分に限る。）、同表の法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価の項の改正規定（「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項」に改める部分に限る。）、同表の主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める部分に限る。）、同表の主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める部分に限る。）、同表の壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条の認定に係る評価の項の改正規定（「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める部分に限る。）、同表の防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価の項の改正規定（「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める部分に限る。）、同表の令第七十九条の三第二項の認定に係る評価の項の次に床、壁又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価の項及び床、壁又は防火設備に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価の項を加える改正規定、同表の令第百八条の三第一項第二号の認定に係る評価の項の改正規定（「第百八条の三第一項第二号」を「第百八条の四第一項第二号」に改める部分に限る。）、同表の令第百八条の三第四項の認定に係る評価の項の改正規定（「第百八条の三第四項」を「第百八条の四第四項」に改める部分に限る。）、同表の令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価の項の次に建築物の部分に関する令第百九条の八の認定に係る評価の項及び防火設備に関する令第百九条の八の認定に係る評価の項を加える改正規定、同表の令第百二十八条の六第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「第百二十八条の六第一項」を「第百二十八条の七第一項」に改める部分に限る。）、同表の令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価の項の次に令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る評価の項から令第百三十七条の十第一号イ⑵の認定に係る評価の項までを加える改正規定、同表の令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価の項の改正規定（「第百三十七条の十第四号」を「第百三十七条の十第一号ロ⑷」に改める部分に限る。）、同項の次に令第百三十七条の十一第一号イ⑵の認定に係る評価の項を加える改正規定並びに同表の備考の改正規定に限る。）及び第二条の規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
2　一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。）は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。	2　一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。）は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、雇入れ後少なくとも十日間の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。